

令和8年7月7日

質疑応答書（契約に関すること）

- 1.業務名 那珂川市公共施設電力需給
2.需要場所 26施設

質疑		応答	
1	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。 契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	1	使用期間を令和8年10月1日開始としているため、前日まで に契約書を整える必要があります。 落札者と契約までのスケジュールを調整させていただきますので、ご協力をお願いいたします。
2	よくある質疑5ページNo.4について、契約書（案）の内容は協議可能とのことですが、協議した内容については、別途覚書を締結することは可能でしょうか。	2	覚書を締結することは可能です。 また、掲載している契約書は案となるため、契約書に記載することもできます。
3	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	3	差し支えありません。

令和8年7月7日

質疑応答書（契約に関すること）

1.業務名 那珂川市公共施設電力需給

2.需要場所 26施設

質疑		応答	
4	契約書（案）第6条 計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	4	差し支えありません。
5	契約期間中において、当該地域を供給区域とする一般送配電事業者による託送料金の見直しや、消費税率の変更等の外生的な料金改定が生じた場合、契約期間中であっても、当該改定内容を反映した小売料金単価へ変更することが可能か否かについてご教示ください。 また、変更が可能な場合には、必要となる手続きについても併せてご教示願います。	5	質疑の内容を契約書（案）に反映しました。

質疑応答書（契約に関すること）

- 1.業務名 那珂川市公共施設電力需給
- 2.需要場所 26施設

質疑		応答	
6	遅延利息につきまして、弊社供給条件に定める年10%の利率の適用をご承諾いただけないでしょうか。	6	那珂川市契約規則第52条にて、遅延日数に応じ政府契約の支払い遅延防止法(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が定める率を乗じると定められているため、適用することはできません。
7	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額を変更することができる。	7	通知のみで契約内容を変更することはできないため、質疑にある文言を追加することはできません。 契約内容の変更の際には、変更契約書、協議書等が必要となります。